

平成 29 年度障害者スポーツクラブ等育成事業実施要綱

1 目的

障害者スポーツクラブ等を育成することにより、障害者スポーツの振興を図ることを目的とします。

2 対象団体等

本事業の対象は、次のとおりとします。

(1) 障害者スポーツクラブ

ア クラブは、障害者、障害者スポーツ指導者及びボランティア等で組織され、1の目的に適合する事業が、年間を通じ計画的かつ恒常的に行われていること。

イ 会員は、主に愛知県内(名古屋市を除く)に在住する者で構成され、会員数は、年間を通じ、単一市町村を超えて概ね15名以上あり、かつ常時行事に参加していること。

ウ クラブは、原則として、活動費に充てるための会費を定期的に徴しており、クラブの規約に基づいて、会員により公正に運営されていること。

(2) 障害者スポーツ指導者協議会

主に愛知県内(名古屋市を除く)に在住する障害者スポーツ指導員により構成される団体で、会員は、県内の障害者スポーツクラブ、障害者スポーツ大会等に常時多数参加し、障害者スポーツの指導、協力を行うことを目的とするもの。

(3) 障害者スポーツ事業

1の目的に適合する愛知県内で開催される事業で、県大会以上の規模で実施されるもの。

(4) 第17回全国障害者スポーツ大会

第17回全国障害者スポーツ大会団体競技ブロック予選会(愛知県内で実施されるものは除く)に参加する団体

3 助成金

障害者スポーツクラブ等からの申請に対し、予算の範囲内で次により助成金を交付します。

(1) 助成対象経費、助成基準額、交付額の算定方法及び交付率は別に定めるところによります。

(2) 予算、申請状況等によっては申請された助成金の一部の交付となることがあります。また、2の(1)から(3)における併給は認められません。ただし、2の(1)及び(3)と2の(4)との併給は認められますが、それぞれの事業において収支の繰入繰出は認められません。

(3) 審査の結果、対象とならないと判断された場合は、その旨を速やかに申請者に連絡するものとし、

(4) 申請の内容に不正が認められたときは、助成金の全額の返還を求めるものとし、

4 申請手続

助成金の交付の申請は、別に定める期日までに行うものとし、期日を過ぎた申請については、受理しないものとし、

5 実績報告

助成金の交付を受けた場合は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月の第2金曜日のいずれか早い日までに、収支決算書を添付して事業実績を報告するものとし、

6 助成年限

2の(1)に定める障害者スポーツクラブへの助成は、原則として3年を超えて行わないものとし、

(様式)

平成 年 月 日

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
会長 大沢 勝 殿

団体名
代表者

印

平成 29 年度障害者スポーツクラブ等育成事業費助成希望届

このことについて、助成を希望しますので、別紙調査票を添えて提出します。

連絡先 住所 :

TEL :

FAX :

担当者名 :

